

大鰐町建設関連業務委託契約最低制限価格制度要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する建設関連業務委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）における最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「最低制限価格制度」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、競争入札に当たって最低制限価格（予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいう。以下同じ。）を設定し、落札者を決定する制度をいう。

2 この要領において「建設関連業務委託」とは、測量業務、建築関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る請負契約をいう。

(対象となる競争入札)

第3条 最低制限価格制度の実施の対象は、町が発注する建設関連業務委託に係る競争入札で、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。（以下「税込」という。））が500,000円以上のものとする。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、別表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。（以下「税抜」という。））の算出の基礎となった同表①の欄から④の欄までに掲げる額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該合計額の予定価格（税抜）に対する割合が100分の80を超える場合にあつては100分の80を、100分の60に満たない場合にあつては100分の60を、それぞれ予定価格（税抜）に乗じて得た額とする。

2 前項第1号の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合の最低制限価格算定の割合は、100分の60から100分の80までの範囲内で適宜の割合とする。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(最低制限価格の周知)

第6条 最低制限価格を設定したときは、当該競争入札に参加しようとする者に対し、当該競争入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(最低制限価格制度の対象外)

第7条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名の通知を行う競争入札について適用する。

別表（第4条第1項関係）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に100分の48を乗じて得た額	
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に100分の60を乗じて得た額	諸経費の額の100分の60を乗じて得た額
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に100分の90を乗じて得た額	一般管理費等の額に100分の48を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に100分の90を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に100分の80を乗じて得た額	諸経費の額に100分の45を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に100分の90を乗じて得た額	一般管理費等の額に100分の45を乗じて得た額

※①の欄から④の欄の各算出額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。